平成２７年（フ）第７号
神奈川県厚木市金田527番地１
債務者　嶋崎　芳美（旧姓梶山）
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１７号
神奈川県足柄上郡開成町宮台212番地、前住所横浜市港南区上永谷６丁目４番23―711号
債務者　立石　龍男
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１９号
神奈川県厚木市愛名1077番地２　ＮＹコーポＥ201
債務者　山田千恵子
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２６号
神奈川県厚木市山際411番地５
債務者　江田　幸二
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２７６号
和歌山市三葛484番地の１　三葛団地２号棟５階70号室
債務者　中本　美年
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３７３号
和歌山市東高松１丁目４番42号　ハイツ南竜222号
債務者　しおやこと　塩谷　安伸
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３７５号
和歌山市北新金屋丁75番地　シティアーク北新703、住民票上の住所和歌山市北新金屋丁75番地
債務者　中**西**　文美（旧姓中出）
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３８７号
和歌山県岩出市**吉**田392番地の８　３棟69号
債務者　門　　忍
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３８８号
和歌山県岩出市**吉**田392番地の８　３棟69号
債務者　門　　英樹
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３９３号
和歌山市市小路95番地の１　美恵荘５号、住民票上の住所和歌山市市小路95番地の１
債務者　熊野　昌和
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３号
和歌山県海草郡紀美野町神野市場57番地３
債務者　前原　**芳**文
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２号
和歌山市榎原267番地　セジュール榎原Ｉ205号室
債務者　田中　由希（旧姓高山）
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１６２号
長崎県佐世保市広田１丁目40番12号　村里アパート102号
債務者　中林　咲子
１　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
松江市西津田８丁目17番43号　ヴィラクレスト202号室
債務者　音成久美子
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５７８号
名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地６棟103号
債務者　肥田　久美
１　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７１号
和歌山県岩出市**吉**田24番地の15
債務者　岩本ゆかり（旧姓大石）
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１２４号
北海道苫小牧市山手町１丁目７番18号
債務者　堀井　高志
１　決定年月日時　平成27年３月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部